

解答用紙

平成26年10月1日

科目	年金法令・制度運営			受験番号					公益社団法人 日本年金数理人会
問題1									
(1)	a	(ケ)	b	(ネ)	c	(ソ)	d	(イ)	
	e	(カ)	f	(ト)					
(2)	a	(タ)	b	(イ)	c	(オ)	d	(ホ)	
	e	(コ)	f	(ヒ)	g	(ネ)	h	(ソ)	
(3)	a	(ネ)	b	(エ)	c	(ヒ)	d	(コ)	
	e	(ト)	f	(マ)	g	(キ)	h	(セ)	
(4)	a	(ウ)	b	(エ)	c	(オ)	d	(ヒ)	
	e	(ニ)	f	(ノ)	g	(サ)	h	(シ)	
(5)	a	(イ)	b	(タ)	c	(ト)	d	(ノ)	
	e	(ヒ)	f	(キ)	g	(コ)	h	(カ)	
(6)	a	(カ)	b	(タ)	c	(ソ)	d	(オ)	
	e	(ニ)	f	(ナ)					
(7)	a	(イ)	b	(サ)	c	(ア)	d	(キ)	
	e	(ホ)	f	(ヒ)	g	(コ)	h	(タ)	
(8)	a	(イ)	b	(オ)					

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題2	
-----	--

(1)	①	全部又は一部
	②	年金給付等積立金の額
	③	前納しようとする額
	④	代行給付に充てるべき積立金の額

(2)	(効果)
	・ 最低責任準備金の算定において、前納した額に対する利子相当額は不要となる
	・ 前納した額に対する運用リスクを負わない
	(留意点)
	・ 前納および免除保険料収入停止による資産運用減少に伴う運用収益機会確保の減少
	・ 財産目録等の承認により最低責任準備金が確定した時点で、前納済の金額が最低責任準備金を上回る場合以外は、前納した資産は還付されないため、解散・代行返上の認可までの期間が長期化すると給付に必要な積立金が枯渇するリスクがある

解答用紙

平成26年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題3			
(1)	①	定率	
	②	国債の利回り	
	③	積立金の運用利回りの実績	
	④	上限又は下限	
(2)	・ 加入から脱退までの期間における再評価後の累計額が、当該再評価を行わなかった		
	場合の累計額を下回った場合には、下限を再評価を行わなかった場合の累計額としなければ		
ならない。			
(3)	・ (総務省において作成する年平均の) 全国消費者物価指数		
	・ (厚生労働省において作成する年平均の) 賃金指数		
	・ (規則第八十条第三項第一号 (東証株価指数) 又は第二号 (Russell/Nomura		
	Prime インデックス) に掲げる) 有価証券指標		
(4)	・ 「あらかじめ定めた給付の額」(給付の最低保証に相当する額)となる額の改定に		
	用いる指標(10年国債の応募者利回りの5年平均または1年平均のいずれか低い率)		
	をあらかじめ規約に定めること。		
	・ 「あらかじめ定めた給付の額」(給付の最低保証に相当する額)に具体的にどのよ		
うな改定が起こり得るかについて、裁定時に受給権者に十分説明すること。			
・ 老齢給付金の全部又は一部を一時金として支給することができることが			
できることを規約に定めること。			

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題4

(1)	<回答> 24,334千円
	<計算式・過程>
	財政再計算直後のPSL = 財政再計算直前の数理債務 - 財政再計算時数理債務減少額
	- (数理上資産額※1 - 留保した別途積立金額※2) = 1,310,989千円 - 21,250千円
	- (1,081,120千円 - 20,000千円) = 228,619千円 < 274,866千円 (財政再計算前PSL)
	※1 数理上資産額 = 流動資産 + 固定資産 - 流動負債 - 支払備金
	= 0千円 + 1,204,770千円 - 650千円 - 123,000千円 = 1,081,120千円
	※2 H26.5.31財政決算の別途積立金が20,000千円より
	財政再計算によりマイナスの後発PSLが発生したためDB規則第46条第3項を適用
	財政再計算後の特別掛金額 = (財政再計算直後のPSL - H26.6.1前までに拠出した特別掛金額) ÷ 1年据置9年確定年金現価率
= (228,619千円 - 30,000千円) ÷ 8.1622 = 24,334千円	

(2)	<回答> A=1,098,261千円、B=202,593千円、C=63,710千円
	<計算式・過程>
	B = 特別掛金額 × 9年確定年金現価率 = 24,334千円 × 8.3255 ≒ 202,593千円
	A = 数理債務 - B = 1,300,854千円 - 202,593千円 = 1,098,261千円
	C = A - (流動資産 + 固定資産 - 流動負債 - 支払備金) + 別途積立金
	= 1,098,261千円 - (0千円 + 1,217,200千円 - 649千円 - 162,000千円) + 20,000千円 = 63,710千円

(3)	<回答> 純資産額/責任準備金=0.96 < 1.00のため、継続基準に抵触しているが、 (数理上資産額+許容繰越不足金)/責任準備金=1.11 ≥ 1.00のため、財政再計算は不要。
	<計算式・過程>
	数理上資産額 = 純資産額 = 流動資産 + 固定資産 - 流動負債 - 支払備金
	= 0千円 + 1,217,200千円 - 649千円 - 162,000千円 = 1,054,551千円
	純資産額 ÷ 責任準備金 = 1,054,551千円 ÷ 1,098,261千円 = 0.96
	許容繰越不足金 = 責任準備金 × 15% = 1,098,261千円 × 15% = 164,739千円
	(数理上資産額 + 許容繰越不足金) / 責任準備金 = 1.11

解答用紙

平成26年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題6			
(1)			
(記載例)			
<ul style="list-style-type: none"> ・グループBが厚生年金基金を任意脱退した後に、代行返上を実施 			
<ul style="list-style-type: none"> ・グループAについて、DBに権利義務を移転した後に、残りの事業所は解散 			
(2)			
<p>基金が検討する2つの方法それぞれについて、基金の現在の状況を踏まえ、課題を指摘した上で、その課題に対する具体的な助言を含めた上で、自分なりの所見を述べていけばよい。</p>			
<p>なお、単なる結論や知識の羅列ではなく、結論に至るまでの理由や実現にあたっての留意点についても自分の考え方を理路整然かつ具体的に記述していること。</p>			
<p>基金の現在の状況（例）</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 代行割れしていないが、継続基準・非継続基準とも抵触 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定利率は5.5%と高く、DB移行後は引き下げることが必要 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 加算部分は終身年金のため、長寿リスクを負っている。確定年金へ変更することの検討が必要 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入員数に比べて、受給権者数は半分程度であり、成熟化はそれほど進んでいない 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全事業所が仮に平成26年3月末時点でDB制度へ移行し、国への資産の返還額が平成26年3月末時点の財政検証時の最低責任準備金と同額であった場合、DB制度へ移換できる 			
<p>資産は50億円。また、横滑りでDB移行した場合、継続基準の積立比率（純資産額/責任準備金）は83%、非継続基準の積立比率（純資産額/最低積立基準額）は62%</p>			
<p>選択にあたっての留意点、助言すべき内容（例）</p>			
<p>【方法①について】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金分割にあたっては、 			
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金事務局、代議員会、規約等をそれぞれ設ける必要があり、負荷が大きい。 			
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代議員会の議決、組合の同意等が必要。 			

(注) 裏面には記述しないこと

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題6			
<ul style="list-style-type: none"> ・ DB移行にあたっては、現行の基本プラスアルファ部分の給付を維持することは基金事務局の管理負荷が大きいため、給付減額ではあるが廃止等も含めた検討が望ましい。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ グループBについては、最低積立基準額以下の分配となり、また、受給権者については、約束された給付が消滅するため、事業所として給付補填等の検討が望ましい。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ グループAとBとで年金資産を分割する場合に使用する債務比（給付現価、数理債務、責任準備金、最低積立基準額）の選択や、受給者分を先取りするか否か、計算基準日（分割日の前日、直前の財政検証の基準日等）の選択について、事業所間で納得の得られる方法を検討する必要がある。 			
<p>【方法②について】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 解散にあたっては <ul style="list-style-type: none"> ・ 代議員会の議決、組合の同意等が必要。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低積立基準額以下の分配となるため、退職金制度からの内枠移行している事業所については不足分につき退職金制度で負担する必要あり。外枠移行の場合、給付が消滅。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 解散を決定した場合に、受給権者が選択一時金を選択する事により年金資産が減少し、代行割れの状態となることが見込まれる場合には、選択一時金の停止の検討が望ましい。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ DB年金の実施に際し、受給権者の同意のもとで分配金を持ち込むことや、受給権者を引き継がないことも可能。また、給付設計を変更しても、給付減額の手続きは不要。 			
<p>【方法①・②共通の事項について】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 解散計画または代行返上計画を策定した場合、従来の財政検証に代えて当該計画との乖離状況を検証する財政運営が可能となる。当該計画を策定するか検討する必要がある。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 解散または代行返上するまでの運用リスクを低減するために、代行資産を前納することも有効な選択肢。前納する場合、前納する額および時期について検討する必要がある。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用リスクを引き下げるため、予定利率の引き下げの実施が望ましい。また、更なる追加的な差損益を回避する観点から、積立金の運用利回りの実績を再評価率とするキャッシュバランス制度への移行なども対応策として考えられる。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ DB移行後の掛金負担が増加する場合には、負担軽減のため、現行加算部分の終身年金を確定年金へ変更するなど、給付減額することが考えられる。また、将来的なリスク抑制を考える場合には、一部DC移行なども対応策として考えられる。 			

(注) 裏面には記述しないこと

